三　法第三十二条、法第三十四条第一項及び法第三十五条の規定による権限　東京湾海上交通センター

四　法第三十九条の規定による権限　当該海難が発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地

別表第三（第二十三条の二関係）

航路の名称	海域
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第二十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。） 一　東京湾アクアライン海ほたる灯（北緯三十五度二十七分五十二秒東経百三十九度五十二分二十八秒）から二十八度三十分九千五百四十メートルの地点 二　東京湾アクアライン海ほたる灯から三十九度七千二百三十メートルの地点 三　木更津港防波堤西灯台（北緯三十五度二十二分三十七秒東経百三十九度五十一分四十秒）から三百二十六度三十分七千九十メートルの地点 四～九　（略） 十　洲埼灯台（北緯三十四度五十八分三十一秒東経百三十九度四十五分二十七秒）から二十五度七千メートルの地点 十一　洲埼灯台から三百三十八度三十分二千メートルの地点 十二　剱埼灯台（北緯三十五度八分二十九秒東経百三十九度四十分三十七秒）から百五十八度千百五十メートルの地点 十三～十七　（略） 十八　横浜大黒防波堤東灯台から九十九度三十分四千メートルの地点 十九　川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三十五度二十九分四十一秒東経百三十九度四十六分五十九秒）から八十度三十分四千五百七十メートルの地点 二十　十五号地南信号所（北緯三十五度三十六分五十秒東経百三十九度五十分五秒）から百四十二度二千六百六十メートルの地点
（略）	（略）

別記様式（A4）

緊急船舶指定申請書

（略）

海上交通安全法施行令第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

（略）

（新設）

三　法第三十三条の規定による権限　当該海難が発生した海域を管轄する海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地

別表第三（第二十三条の二関係）

航路の名称	海域
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。） （新設） 一　木更津港防波堤西灯台（北緯三十五度二十二分三十七秒東経百三十九度五十一分四十秒）から四十九度四千八百三十メートルの地点から二百九十度八千四十メートルの地点 二～七　（略） （新設） （新設） （新設） 八～十二　（略） 十三　十五号地南信号所（北緯三十五度三十六分五十秒東経百三十九度五十分五秒）から四十八度四千五百八十メートルの地点から百九十九度五千三百七十メートルの地点から百九十度一万六百十メートルの地点から二百三十三度九千三百六十メートルの地点 （新設） （新設）
（略）	（略）

別記様式（A4）

緊急船舶指定申請書

（略）

海上交通安全法施行令第4条の規定に基づき、次のとおり申請します。

（略）